

四日市市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第55号

四日市市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 四日市市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年四日市市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 学園は法第4条第2項に規定する児童に対し、次の各号に定める事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第6条の2の2第2項</u>に規定する児童発達支援</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービス</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援</p> <p>(4) <u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第18項</u>に規定する特定相談支援事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 学園は法第4条第2項に規定する児童に対し、次の各号に定める事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第6条の2第2項</u>に規定する児童発達支援</p> <p>(2) <u>法第6条の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービス</p> <p>(3) <u>法第6条の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援</p> <p>(4) <u>法第6条の2第6項</u>に規定する障害児相談支援及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第16項</u>に規定する特定相談支援事業</p>

第2条 四日市市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童発達支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 (略)</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童発達支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 (略)</p>

位置 四日市市下海老町185番地1

(事業)

第3条 学園は法第4条第2項に規定する児童に対し、次の各号に定める事業を行う。

(1)及び(2) (略)

(3) 法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援

(4) (略)

(5) (略)

(使用料又は手数料)

第5条 (略)

2 前項に定める使用料又は手数料の額は、第3条第1号から第4号までの事業については、法第21条の5の3第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。

位置 四日市市西日野町4070番地1

(事業)

第3条 学園は法第4条第2項に規定する児童に対し、次の各号に定める事業を行う。

(1)及び(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(使用料又は手数料)

第5条 (略)

2 前項に定める使用料又は手数料の額は、第3条第1号から第3号までの事業については、法第21条の5の3第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(こども未来部児童発達支援センターあけぼの学園)